

年金 新たに年金を受けとれる方が増えます(受給資格期間25年→10年)

- 資格期間が10年以上となれば、年金を受けとれるようになりました
年金制度に加入してなくても、資格期間に加えることができる期間があります
資格期間が10年未満の方へのお知らせについて

制度の概要や、実際の手続きに関する注意点について、担当者が説明しております。詳細はこちらをご覧ください。

<年金請求者が届くまでのご留意事項>
対象となる方は、日本年金機構から、生年月日に応じて、年金請求書をお届けいたします。

<年金請求者が届いたあとのご留意事項>
年金請求書は、添付書類とともに、年金事務所や街角の年金相談センターの窓口へご持参ください。

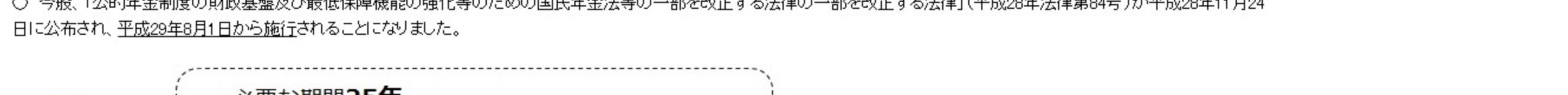
ご予約は、ご自身の加入履歴が、国民年金第1号被保険者期間の方へ、ご利用いただけます。

ご予約は... スムーズに相談できます! 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します!

ご不明な点や年金事務所への相談予約は「ねんきんダイヤル」まで。0570-05-1165

資格期間が10年以上となれば、年金を受けとれるようになりました

◆制度の背景と概要
無年金の問題はかねてから年金制度の課題の一つでしたが、社会保障・税一体改革において年金を受けとれる方を増やし、納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いに充てるために年金を受けとれるために必要な期間(保険料納付済等期間)を、25年から10年とすることをいたしました。



◆「資格期間」とは?
国民年金の保険料を納めた期間や、免除された期間
サラリーマンの期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
年金制度に加入してなくても資格期間に加えることができる期間(カラ期間と呼ばれる合算対象期間)

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。資格期間が10年(120月)以上あると、年金を受けとることができます。

注意・年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。(10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります。)

◆対象となる方は手続きが必要ですが、新たに年金を受けとるようになると、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。(以下の時期に送付)

Table with 2 columns: 送付時期(生年月日により異なります) and 年金請求書が送付される方(年金請求書の送付対象となる方)

※国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、6月下旬～7月上旬に年金請求書をお送りします。

よくあるご質問にお答えします

◆対象者は誰ですか?
既に65歳以上の方で年金を受けとるために必要な資格期間(保険料納付済等期間)が10年以上の方が対象になります。

◆手続きは必要ですか?
日本年金機構から「年金請求書」が届きましたら、必要事項をご記入の上、住民票などの書類と併せてお近くの年金事務所や街角の年金相談センターまでお持ちください。

◆いつから受給できますか?
期間が65歳以上で保険料納付済等期間が10年以上の方については、最も早いお支払いは、平成29年10月(9月分をお支払い)です。

◆受給できる年金額はどれくらいですか?
保険料を納めた期間に応じて付与される年金額が変わります。保険料を納めた期間が長ければ、それだけ年金額が多くなります。

今から保険料を納めて年金額を増やすこともできます

◆60歳以上の方も国民年金に加入できます(任意加入制度)
希望される方は、60歳から65歳までの5年間、国民年金保険料を納めることで、65歳から受けとる老齢基礎年金の額を増やすことができます。

◆過去5年間に納めた保険料を納めることができます(後納制度)
過去5年以内に国民年金保険料の納めた忘れがある場合も、お申し込みにより、保険料を納めることができます(平成29年9月まで)。

◆過去2年以上切替がされたことがある方は、切替がされた時期の記録が保険料未納期間になっています。

国民年金のお手続きなどに関しては「ねんきん加入ダイヤル」へ 0570-003-004

年金制度に加入してなくても、資格期間に加えることができる期間があります

◆合算対象期間(カラ期間)
合算対象期間(カラ期間)は、過去に国民年金に任意加入してなかった場合などで、年金の受けとりに必要な資格期間に含まれることができる期間です。

◆過去に2年以上切替がされたことがある方は、切替がされた時期の記録が保険料未納期間になっています。

ご自身の年金記録を確認することで、年金を受けとれる場合があります

○持ち主のわからない年金記録(いわゆる「未統合記録」)につきましては、これまで「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などにより、年金記録のご確認をお願いしてまいりました。

○特に、1.旧姓の方や誤り間違いやすい名前の方、2.本来とは異なる生年月日やお名前で届出された可能性がある方は、年金事務所へご相談ください。

ねんきんネット 検索

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ 0570-058-555

資格期間が10年未満の方へのお知らせについて

○日本年金機構が保有する年金加入期間が10年未満の方については、以下の場合(複数に組み合わせているものを含みます)に、資格期間を満たすことが考えられます。

◆Q1. 資格期間を短縮した年金はいつから受けとられるのですか?
今回の改正は平成29年8月1日から施行されます。

◆Q2. 年金の請求手続きは本人が年金事務所へ行かなければならないのですか?
ご本人が窓口においていけない場合は委任状により代理人に手続きを委任されることでお手続きをしていただくことができます。

◆Q3. 年金事務所での相談の待ち時間が長くなりませんか?
今回の制度改正により多くの年金請求書が送付されることから、年金事務所などでの混雑を緩和するためにねんきんダイヤルに詳しい予約機能をお受けする予定としています。

◆Q4. 年金を受けとるために必要な資格期間に年金保険料を払っていない期間が含まれるのでしょうか?
老齢基礎年金を受けとるためには、保険料を納めた期間(保険料を免除された期間、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)を合わせて10年以上である必要があります。

◆Q5. 年金を受けとるために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年ない場合はどうなるのですか?
10年に満たない方も国民年金の任意加入や後納制度により保険料納付済等期間が10年以上となれば年金の受給権が発生します。

◆Q6. 任意加入をすることで0円になるといわれます。どのような手続きを行えばいいのですか?
老齢基礎年金の資格期間(10年)を満たしていない65歳以上70歳未満の方は最長70歳まで国民年金に加入することができます。

◆Q7. 現在任意加入中ですが平成29年8月以降はどうなりますか?
65歳未満の方の任意加入に変更はありませんが、65歳以上70歳未満の方の任意加入の場合は資格期間が10年を満たした時点で任意加入が終了となります。

◆Q8. 国民年金の後納制度について教えてください。
平成27年10月から平成29年9月までの特例措置として5年後納制度を実施しています。

◆Q9. カラ期間というのを耳にしますがこれは何ですか?
「カラ期間」とは合算対象期間のことです。年金額には反映しませんが老齢基礎年金の受給に必要な資格期間に含まれるものです。

◆Q10. 過去に送られてきた「ねんきん特別便」に回答してませんが今回の資格期間短縮措置に伴い、年金記録を確認した方がいいのですか?
過去に「ねんきん特別便」が送付された方に「基礎年金番号」に統合されていない年金記録をお持ちである可能性があります。

◆Q11. 今回、資格期間が25年から10年になったことですが遺族年金の支給要件なども見直されたのですか?
今回の資格期間の短縮は老齢基礎年金などの老齢給付が対象となります。遺族年金の支給要件(1.保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上ある被保険者、2.資格期間が25年以上である老齢基礎年金受給者などが死亡したときで、子のある配偶者または子に対して支給。)は変更ありません。

◆Q12. 日本年金機構から年金請求書を送付するで手数料を振り込んでほしいとの電話がありました。手数料が必要なのですか?
年金請求書をお送りする前に日本年金機構からお電話をすることは一切ありません。また、電話で手数料などの金額のお支払いを求められることや金融機関の口座をお開きすることはありません。

お役立ち情報(リーフレット)

大事なポイントを簡単にまとめたリーフレット(PDF:1.4MB)です。制度のご紹介のためのポスター(PDF:1.4MB)もご利用しています。

ご不明な点は年金相談員へお問い合わせ下さい。文書やFAQでの年金相談も可能です。

市区町村の国民年金のご担当者様へ

平成29年2月24日、事務取扱通知を発出いたしました。
◆業務取扱通知 (PDF:1.71KB)
◆別添 年金請求のご案内の手引(市区町村国民年金担当用) (PDF:2.6MB)

◆別添2 年金請求のご案内の手引(龍景町) (PDF:1.8MB)
◆別添3 年金請求のご案内の手引(作成支援用) (PDF:1.9MB)
◆別添4 年金ニュース第2号 (PDF:1.4MB)

◆様式「国民年金」老齢基礎年金 説明事項のご案内 (PDF:2.9KB)